有間皇子自傷歌の背景

――斉明紀への検討を通じて―

序・問題の所在

もってその冒頭としている。以下の二首である。万葉集挽歌部は有間皇子の自傷歌二首という著名な歌群を

磐代の浜松が枝を引き結び真幸くあらばまた還り見む有間皇子の自ら傷みて松が枝を結べる歌二首

(二四二)

家にあれば笥に盛る飯を草枕旅にしあれば椎の葉に盛る

(一四三)

下『書紀』と略す)の斉明四年十一月条にみえる、いわゆるら思ひはかられて哀也」としているように、『日本書紀』(以し、『万葉考』が「有がままによみ給へれば、今唱ふるにすおいて、「歌のこころあきらかに、あはれなる御歌なり」とおいて、「歌のこ首については、契沖が『万葉代匠記』(初稿本)にこの二首については、契沖が『万葉代匠記』(初稿本)に

池原陽斉

多く是出されて、言弟とみない。の転用とみる説や、有間皇子の実作であることを疑う説もの転用とみる説や、有間皇子の実作であることを疑う説も

採られてきたが、現代の研究においては、この二首を羇旅歌

有間皇子謀叛事件とかかわらせて鑑賞する詠み方が古くから

二首が挽歌部という死とかかわる部立の冒頭に置かれているしかし、たとえこの自傷歌が有間皇子の歌でないとしても、多く提出されて、定説をみない。

いと思われる。間皇子の悲劇の死を意識して排列されているとみて間違いな以上、少なくとも『万葉集』というテキストにおいては、有

よっても保証されるであろう。彼らの歌は、明らかに有間皇て、山上憶良らの歌人たちが有間皇子を追悼していることにこのような考えは、一四三~一四六番歌までの四首におい

景を考察するに当たって、「書紀」の有間皇子にかかわる伝以上のような見方が認められるとすれば、自傷歌二首の背子の死を嘆くものである。

記の検討というものが必要となるだろう。

傷歌群にどのような差異があるのかを確かめたい。 本稿では、「書紀」の表現への検討を通して、「書紀」と自

一・有間皇子自傷歌の立場

り、有間皇子は国家に対して謀叛を企んだ、叛逆者に他なら によって捕らえられ、刑死に追い込まれた人物である。つま 有間皇子は周知のとおり、斉明四年(六五八)に謀叛の罪

子を謀叛の首謀者として扱っていることは事実である。ついては疑問の余地があるが、少なくとも『書紀』が有間皇 が有力であろうと思われ、実際に謀叛を企んだがどうかに もちろん、その死は中大兄皇子の陰謀によるものとする説

るとみる説が有力である。 巻一と合わせて宮廷の世界と深くかかわる巻、公的な巻であ ところで、自傷歌二首を載せる『万葉集』巻二については、

ある。(タ)では、このことを詳細に考察しているのは菅野雅雄氏だけででは、このことを詳細に考察しているのは菅野雅雄氏だけで がごとき内容の歌々を、官人である憶良や意吉麻呂がどうし まり追究されてこなかったのではないだろうか。管見の限り て詠むことができたのか、という問題については、従来、あ 歌が採録されたこと、そしてそれ以上に、謀叛人に同情する しかし、そのような巻の冒頭に、謀叛人である有間皇子の

この問題について菅野氏が、

現実の問題として長忌寸意吉麻呂以下の宮廷歌人が、

のために涙するのは、謀叛に同調、荷担することであっ 作ることが許されたのだろうか。謀叛に同情し、謀反人 行幸に供奉し、或は天皇の前で謀反人を悼み悲しむ歌を

る。 と指摘している問題は、再考の必要があるように思われ

たろう。

に謀叛を讒訴されて一族とともに自殺し、その悲しみによっ まりは祖父である蘇我倉山田石川麻呂が大化五年(六四九) 統天皇の思いこそが「父天智天皇を貶めることを厭わずに、 念頭にあった」ということにその解決を求めている。その持 ら、持統天皇が「無実の罪に対する批判と反省も人一倍強く て石川麻呂の娘である母の造媛までもが亡くなったことか 菅野氏はこの問題について、持統天皇の個人的な資質、つ

れほど貶められる対象であったとも思われない。 は疑問に思えるし、また天武・持統朝において天智天皇がそ 行為が、いかに天皇とはいえ、持統の一存で可能であったか しかし私には、王権の名誉にかかわる謀叛人の免罪という

された」と結論されている。その結果「有間皇子の罪が許されたか、あるいは無実が晴ら

有間皇子から謀反人のレッテルをはがした原動力」であり、

島・施基という天智天皇の二皇子が参加していること、持統例えば天武八年(六七九)のいわゆる「吉野の盟約」に川

朝の重臣に石上麻呂や藤原不比等といった近江朝の遺臣やそ

託されていることなどから考えると、壬申の乱を挟んでもな時の宣命に度々現われる「不改常典」に天智天皇の名前が仮の一族が名を連ねていること、さらには元明天皇以降の即位

また文学的にも柿本人麻呂によって近江荒都歌が詠まれたお、天智天皇は尊重される対象であったと思われる。

それ以上に、謀叛の罪がもしも持統天皇の時代(六八六~えられ、天智天皇に対する配慮が窺われるのである。ことは、近江朝廷、ひいては天智天皇に対する鎮魂行為と考

(七二〇) に撰修された『書紀』に反映されないのは不思議六九六) に許されていたのであれば、そのことが養老四年

後述する如く謀叛人として登場するのであるから、「謀叛人く示しているものと思われる。その『書紀』に、有間皇子はである。『書紀』は正史であり、国家の言い分をもっとも良

ては、別に考える必要があるであろう。『万葉集』冒頭に有間皇子の自傷歌が採録された理由につい

のレッテル」は剥がされていたとみるべきではないと思う。

(七○一) の紀伊の国行幸の場で歌われたことを考慮すると、たとしても、一四三以下の追悼歌四首が、恐らくは大宝元年また、仮に『万葉集』巻三が宮廷にかかわらない巻であっ

であると考えられる。やはりこの二首は公的な世界と切り離すことのできないもの

二・斉明紀三年条の検討①

を明確にする必要があるかと思われる。紀別の有間皇子にかかわる伝記について、検討し、その差異持っているということが予測された。とすれば、やはり「書は公的な世界とかかわりながらも、『書紀』とは別の性格をは公的な世界とかかわりながらも、『書紀』とは別の性格をここまで自傷歌二首が『万葉集』巻二挽歌部の冒頭に採録

まず、「書紀」の本文を掲げる。

さむと思欲す。と、云々。天皇、聞しめし悦びたまひて、往しまして観と、云々。天皇、聞しめし悦びたまひて、往しまして観ま温泉に往きて、病を療むる偽して来、国の体勢を讃め妻温泉に往きて、病を療むる偽して来、国の体勢を讃め

(中略)

十一月の庚申の朔壬午に、留守官蘇我赤兄臣、有間

を載みて、運び積みて丘にすること、三つ」といふ。有長く渠水を穿りて、公糧を損し費すこと、二つ。舟に石り。大きに倉庫を起てて、民財を積み聚むること、一つ。皇子に語りて曰はく、「天皇の治らす政事、三つの失有

屋連小戈・守君大石・坂合部連薬と、短籍を取りて、謀 張国に流す。或本に云はく、有間皇子と蘇我臣赤兄・塩 として言はく、「願はくは、右手をして国の宝器を作ら 田部連米麻呂を藤白坂に斬る。塩屋連鯯魚、誅されむ を藤白坂に絞らしむ。是の日に、塩屋連鯯魚・舎人新 のたまふ。庚寅に、丹比小沢連国襲を遣して、有間皇子 答へて曰さく、「天と赤兄と知らむ。吾全ら解らず」と ひて曰はく、「何の故か謀反けむとする」とのたまふ。 田部米麻呂、従なり。是に、皇太子、親ら有間皇子に問 連鯯魚とを捉へ、紀温泉に送りたてまつりき。舎人新 す。戊子に、有間皇子と守君大石・坂合部連薬・塩屋 子を市経の家に囲む。便ち駅使を遣して、天皇の所に奏 兄、物部朴井連鮪を遣して、造宮る丁を率ゐて、有間皇 て、倶に盟ひて止む。皇子帰りて宿る。是の夜半に、赤 といふ。甲申に、有間皇子、赤兄が家に向き、楼に登り 報答へて曰はく、「吾が年始めて兵を用ゐるべき時なり」 づ宮室を燔き、五百人を以て、一日両夜、牟婁津を邀へ 反けむ事をトふ。或本に云はく、有間皇子曰はく、「先 て謀る。夾膝自づからに断れぬ。是に、相の不祥を知り しめよ」といふ。守君大石を上毛野国に、坂合部薬を尾

> 其の謨止まずして、遂に誅戮されぬといふ。 る時に、皇子の案机の脚、故无くして自づからに断れぬ。 を得べし」といふ。他日に、有間皇子、一の判事と謀反を得べし」といふ。他日に、有間皇子、一の判事と謀反を得べし」といふ。他日に、有間皇子、一の判事と謀反めば、其の事成し易けむ」といふ。或人諌めて曰はく、めば、其の事成し易けむ」といふ。或人諌めて曰はく、

間皇子、乃ち赤兄が己に善しきことを知りて、欣然びて

に有間皇子への同情を読み取ろうとする考察である。 は、云々」 に後彼の地を観るのみに、病自づからに蠲消りない、云々」 「「幾彼の地を観るのみに、病自づからに蠲消りない。」、 「後彼の地を観るのみに、病自づからに蠲消りる。 は、云々」 「「後彼の地を観るのみに、病自づからに蠲消りる。 は、云々」 「人のを明紀三年九月条に 「有間皇子、性黠くして陽ない。 「人の斉明紀三年九月条、及び四年十一月条が 「書紀」 に以上の斉明紀三年九月条、及び四年十一月条が「書紀」に

い。(中略)事実をどつちにも採れるようにあいまいにた、といつて、その次に「云々」とある。これも分らなた、といつて、その次に「云々」とある。これも分らなた、といつて、その次に「云々」と来るから、狂気をよそおつ注――につゞいて「云々」と来るから、狂気をよそおつ道ちにそれ――「性黠くして陽狂す」のこと―筆者直ちにそれ――

て、疾く船師を以て淡路国を断らむ、牢圄の如くならし

頭をなしていたものであろう。以下皇子を悪人にでっち う奸策遂行者としての述べ方、これは天智系の資料の冒 である。「性黠」というひどい紹介の爲方、「陽狂」とい 上げた部分を編者がカットして「云々」としたと考えら しておく。「云々」が見事にその役目を果たしているの

語は有間皇子に対する配慮の表れと考えていいのであろう れる。しかし、本当に田邊氏の言うように、「云々」という 【書紀】も有間皇子に対して、同情や配慮を加えているとと この田邊氏の考えに従うならば、『万葉集』だけではなく、

その冗長な文言を省略したに過ぎないであろう。 賛する言葉か、自身の体調についてのことであろう思われ ではない。「云々」によって省略されたのは、牟婁の地を賞 を述べている箇所であり、別に有間皇子のことを悪くいう件 たる場所であること、自分の病がそれによって治まったこと のは、有間皇子が斉明天皇を前にして、牟婁の地が風光明媚 と云々」という個所から検討したい。ここで述べられている まずは「「纔彼の地を観るのみに、病自づからに蠲消りぬ」

「書紀」にはいくつかみられる。たとえば、 「云々」によってセリフの一部を省略するという方法は ① 臣下、遂に用て相議りて、為に百人の度せしめて、

多くの幡蓋を造り、種種の功徳をすと、云々。

② 蘇我馬子宿禰を以て大臣とし、物部弓削守屋連をも 日へらく、云々。 て大連とすること、並に故の如し。壬申に、詔して (欽明紀十六年八月条)

③ 奉るに赤心を以てして、中臣鎌子連、佐伯連子麻 云々。 呂・葛城稚犬養連網田を中大兄皇子に挙めて曰く、 (用明即位前紀)

④ 天豊財重日足姫天皇、位を中大兄に伝へたまはむと 思欲して、詔して曰はく、云々。

皇極紀三年正月条

⑤ 天豊財重日足姫天皇、璽綬を授けたまひて、位を禅 りたまふ。策して曰はく「咨、爾軽皇子」と云々。

⑥ 百済君曰さく、「後漢の明帝の永平十一年に、 所に見ゆ」と云々。 白雉在

(同上)

(孝徳紀大化五年二月条)

る件であるが、中でも端的な例として②と⑤が挙げられる。 いずれも文中で述べられていることを省略したと考えられ

などが挙げられる。

(孝徳即位前紀)

頭注によれば、「璽綬を授けたまひて、位を禅りたまふ」と⑤も本文とした日本古典文学大系本(以下、古典大系と略す)②は「云々」の前に省略された詔の内容が明記されており、

いう先の文章の省略だろうという。

『書紀』には、この「云々」の語は有間皇子にかかわる用いの意味であろう。 「書紀』には、この「云々」の語は有間皇子にかかわる用いの意味であろう。

――文中に明示されない件――を削除するためのものである「云々」がひとつ用例から外れて、有間皇子を悪くいう件いると考えられる。田邊氏が論じたように、斉明紀三年のこれらの用例はいずれも本文中に示された内容を省略して

い例外として、次のような用例が挙げられる。どと訓読できるわけではなく、直接セリフを受けることのなもっとも、すべての「云々」の用例が「しかしかいふ」な

とは考えがたい。

こと、云々。日神、慍めたまわずして、恆に平恕を以て相容したまふ素戔鳴命、妬みて姉の田を害る。(中略)然れども、

(神代紀上・第七段)

是に、日神、先づ十握剣を噛みたまふこと、云々。

神代紀上・第七段)

るような内容の文がこの先に続くとは考えにくいであろう。されたのは有間皇子自身の言葉であると思われ、有間を貶めている。いずれも、セリフの直後にくる「云々」ではないたている。いずれも、セリフの直後にくる「云々」ではないたという、いずれも素戔鳴命の高天原での行状にかんする件でという、いずれも素戔鳴命の高天原での行状にかんする件で

三・斉明紀三年条の検討②

る配慮とみることも可能である。

謗と考えられ、この件を省略しているのは、有間皇子に対すこの「性黠くして陽狂す」という言葉は有間皇子に対する誹問題はもう一例の「性黠くして陽狂すと、云々」である。

いう特殊な用語について確認をしておきたい。 ただ、そのことを検討するよりも先に、「性黠」「陽狂」と

古訓にはワルガシコイ意は見当らない」としており、「悪賢の頭注では、「集韻に慧也とあり、広韻には堅黒也とある。集では「悪賢し性格」としている。それに対して、古典大系集性點」という語について、『書紀』新編日本古典文学全

堅くて黒色のもの、②さとい、さかしい、③わるがしこし、 い性格」という訳について、疑問を感じているようである。 確かに『大漢和辞典』にも、「黠」の意味として、①質が

わるがしこい者、の意味が挙がっており、必ずしも新全集の

訳を絶対とすることはできないようである。

この問題を解決するに当たって、「書紀」の用例を検討し

性格を示す用字として多用されている。「質性明麗」「性残害」 (安閑紀元年十二月条)などの如くで、『書紀』に二一例ほど (神代紀上・第五段)、「性慈仁」 (継体即位前紀)、「性阻」 「性」という字は『書紀』の中で人、あるいは神の性質、

対して「黠」という文字は斉明紀の他にもう一例 遣して曉へ喩さしめ、併せて兄倉下・弟倉下を説さしめ 諸将の曰さく、「兄磯城は黠き賊なり。先づ弟磯城を

(神武即位前紀)

であると考えて良い用例だと思われる。 の性格を現すために使われており、当然、「悪賢い」の意味 用例数が二例しかないため確かなことは言いにくいのであ ここでは、「黠」という字は、神武天皇の賊である兄磯城 という件の例があるのみである。

上、もう一例もそれに従って大過なさそうである。 るが、確実に意味の取れる用例が「悪賢い」の意味である以

「にせきちがひ。精神の錯乱した様子をする」とあり、「陽狂」 次に「陽狂」という語であるが、『大漢和辞典』によれば、

でなされたものか、ということではないかと思う。 する理由にまでは言及がない。 私は、ここで問題となるのは、「陽狂」がどのような理由

この語は、「書紀」には有間皇子への一例しか使用されて

るのは、「懐風藻」の釈智蔵伝の一例だけである そして、この例以外に上代文献において「陽狂」の語がみえ いないため、他の文献の用例を検討することが必要となろう。

そこでは、

(3) 纏を全くせむ方を計り、遂に被髪陽狂し、道路に奔蕩 頴秀なり。同伴の僧等、頗る忌害の心有り。法師察りて、 智蔵師は、俗姓禾田氏。(中略)六七年の中に、

「陽狂」の語は悪い意味では使われていない。 とあり、ここで釈智蔵が「陽狂」するのは遣唐使として同行 した、他の僧侶の「忌害の心」から身を守るためである。

また、漢籍の例においても、 昔者玉人献宝、楚王誅之。李斯竭忠、胡亥極刑。

是

以箕子陽狂、接輿避世。

(『文選』獄中上書自明

惶恐、乃陽狂為巫。 背漢字、又自以功多、漢不奪我斉、遂謝通。通説不聴、 等漢字、又自以功多、漢不奪我斉、遂謝通。通説不聴、 失。『時乎時、不再来』願足下無疑臣之計」信猶與不忍 英。

(『漢書』・蒯通伝)

官極諫争」
「王立為天子、日益驕溢、諫之不復聴、今哀痛未盡、「王立為天子、日益驕溢、諫之不復聴、今哀痛未盡、「王立為天子、日益驕溢、諫之不復聴、今哀痛未盡、

(『漢書』・循吏伝)

與駿遇於東海、陽狂不識駿、(後略) 鴻初與九江人鮑駿同事桓榮、甚相友善、及鴻亡封、

(『後漢書』丁鴻伝)

を得ずに、狂った振る舞いをするという意味で用いられてい防ぐためなど、「陽狂」とは災いから身を守るために、やむるためや、謀叛を勧めたことによって身に危険が及ぶことをなどとあり、いずれの場合も、横暴な主君からの誅殺を免れ

たまった理由についても、悪く解釈する必要はない、ということにた理由についても、悪く解釈する必要はない、ということにこのように、用例の問題からすれば有間皇子の「陽狂」し

進氏の次のような論もある。 この有間皇子の「陽狂」という語の用法については、

したりした人々、藤原八束や光仁天皇などを思い浮かべ依したり、読書三昧にふけったり、また酒を飲んで韜晦『陽狂』というのは後々の奈良朝において仏門に帰進氏の次のような論もある。

れた人々が彼らであった。そうせざるを得ない悲劇的な状況の中にあって、かつ優るとけっして性黠き偽の行為者ではない。むしろ逆に、

ていたのであって、決して悪人として描かれているわけでは権力者の迫害から逃れ、身をまっとうするために「陽狂」し中西氏によれば、有間皇子も光仁天皇や藤原八束と同様に、

るものであろう。 と思われるし、少なくとも『万葉集』の表現はそれを支持すと思われるし、少なくとも『万葉集』の表現はそれを支持すに巻き込まれて、悲劇の死を遂げた人物である可能性も高いない、ということになる。

う描いているか、ということである。しかし、ここで問題となるのは、『書紀』が有間皇子をど

「陽狂」の語を用いられた釈智蔵の例とも異なるものとみな間皇子を「性黠」い人物として扱っているのである。同じのである。事実がどうであったかは別として、『書紀』は有のといる。事実がどうであったかは別として、『書紀』した

ければならない。

であろうと思われる。 (2) であろうと思われる。 (2) であろうと思われる。 (2) であろうと思われる。 (3) であろうと思われる。 (4) では、陽狂」という語にこだわらず、光仁天皇や藤原八束と、 (4) では、 (4) では、 (5) であるうと思われる。 (6) では、 (6) であろうと思われる。 (7) であろうと思われる。 (8) であろうと思われる。

するような意図を「書紀」から読み取るべきではない、と思少なくとも、テキスト上の問題としては、有間皇子を顕彰

われる。

配慮をしているためと考えるべきであろうか。とは、田邊氏が論じるように、「書紀」が有間皇子に対してな内容の文に続けて「云々」とし、省略をほどこしているこ子に対する酷評とみて間違いないであろう。では、このよう以上のように、「性黠くして陽狂す」という文は、有間皇

て、それが好意的な評価をしているといえるかどうかは疑問性状について述べた件であろう――を省略したからといっく、「云々」によって以降の部分――おそらくは有間皇子のに有間皇子に対する酷評と受け取れることは言うまでもなしかし、「性黠くして陽狂す」という言葉だけでも、充分しかし、「性黠くして陽狂す」という言葉だけでも、充分

である。

すると、「書紀」は決して有間皇子に対して配慮などしてい間皇子が謀叛の決意を述べる文が採録されていることを考慮条にみえる「吾が年始めて兵を用ゐるべき時なり」という有むしろ、「性黠くして陽狂す」、あるいは斉明紀四年十一月

『万葉集』と『日本書紀』における有間皇子像というもの謀叛人であり、「奸策遂行者」であると考えられるであろう。『書紀』が描いている有間皇子像というものは、あくまで

ないのではないか、と思われる。

四・斉明紀四年条の検討

は、別箇のものと考えていいと思われる。

何らかの形の伝えに拠っているとみてよい」ものであるとい何らかの形の伝えに拠っているとみてよい」ものであるといいては諸論あるが、その中でも関晃氏の論考が詳細であろうと思われる。 と思われる。 関氏によれば、この四年十一月条の文章というのは、「細関氏によれば、この四年十一月条の文章というのは、「細関氏によれば、この四年十一月条の文章というのは、「細にしても、基本的には、事件のとき中大兄皇子の許に送られた赤兄の報告書、あるいはそれに基づいて後世に伝えられたが、その中でも関晃氏の論考が詳細である。

そして、赤兄が斉明天皇の失政三カ条を挙げていることにてよいのではないかと思われる」ということを挙げている。ったように書くということは「殆んどありえないことといっこれらのことが全くなかったのにもかかわらず、いかにもあその根拠として、内容が「あまりに詳細で具体的」であり、

なり、創作については「殆どありえない」としている。ついて、それでは時の実権者である中大兄皇子を謗ることと

の事件なども挙げられるであろう。
の事件なども挙げられるであろう。
の事件なども挙げられるであろう。
の事件なども挙げられるであろが、必ずしも「赤兄の報告 しかし内容の詳細さというものが、必ずしも「赤兄の報告 しかし内容の詳細さというものが、必ずしも「赤兄の報告 しかし内容の詳細さというものが、必ずしも「赤兄の報告 しかし内容の詳細さというものが、必ずしも「赤兄の報告 しかし内容の詳細さというものが、必ずしも「赤兄の報告

な施設は存在しなかったとみられている。 な施設は存在しなかったとみられている。 な施設は存在しなかったとみられている。とされていることに要実を引き出せるような性質の史料ではない」とされていることに史実というよりは説話であると考えられ、「そこから一定の史実というよりは説話であると考えられ、「そこから一定の史実というよりは説話であると考えられ、「そこから一定の史実というよりは説話であると表が、「そこがら、とえば著名な蹴しかしこのうち、乙巳の変については、たとえば著名な蹴しかしこのうち、乙巳の変については、たとえば著名な蹴しかしこのうち、乙巳の変については、たとえば著名な蹴

> 、 1974とこうにいっているでは、このけではない、にこのような例からみても、詳細であるということが、必ず強い。 のような例からみても、詳細であるということが、必ずが、仮託された歌謡が文中に挿入されるなど、潤色の形跡がが、仮託された歌謡が文中に挿入されるなど、潤色の形跡が

摘されたように、斉明紀という紀は全体にこの女帝に対してが抱える問題なのではないか、と思われる。倉塚曄子氏が指いうことが確認できると思われる。

と考えられ、蘇我赤兄の報告書、というような史料を想定すと考えられ、蘇我赤兄のはあくまでも斉明天皇であるわけてまで天皇は斉明女帝である。であれば、蘇我赤兄によってくまで天皇は斉明女帝である。であれば、蘇我赤兄によってくまで天皇は斉明女帝である。であれば、蘇我赤兄によってはっきりと誹謗されていることが確認されるのである。厳しい態度を取っており、土木工事、外交、災異記事などで厳しい態度を取っており、土木工事、外交、災異記事などで厳しい態度を取っており、土木工事、外交、災異記事などで

ここまで斉明紀四年条を検討してきた限りでは、有間皇子はの有間皇子に対する態度ということが問題となるであろう。きで、「書紀」の編纂が始まったとみられる天武・持統朝で明紀の編纂とかかわって有間皇子の関連記事も検討されるべ明紀全体における問題、ということになれば、やはり斉

べきかどうかは疑問である。

あくまで謀叛人として扱われており、同情の意図は見出せな

いと思われる。

性はかなり高い。この或本も有間皇子を謀叛人として扱っ少なくともこの或本については後世の手が加わっている可能は、持統朝に成立した官職であることが既に指摘されており、さらに、或本のふたつ目にみえる判事という職種について

もちろん、有間皇子に対する同情の念が少しもなかった、対象とはなってはいなかったというものは、必ずしも有間皇子を死に追いやった斉明・天智天皇の時代の史料にのみ基づくものではなく、た斉明・天智天皇の時代の史料にのみ基づくものではなく、とはではないなかったといえるだろう。

する批判が高まる。こうした時期に悲劇が語り合われた唐・新羅連合軍に大敗を喫して、中大兄皇子の失政に対格を認めることができよう。(中略)白村江で日本軍がいるに相違なく、ここに『万葉集』のもつ鎮魂歌集的性頭に据えたのは、悲劇の皇子の慰霊・鎮魂の意をこめて

というのではない。たとえば櫻井満氏が論じたように、

「日本書紀」には伝えないものを、万葉がその挽歌の冒

に違いない。 ⁽³⁾

というようなことは当然あったであろう。

たのである。
「書紀」に反映されるということはなかっ公選の史書である「書紀」に反映されるということはなかっしかし、ここまで考察してきたように、そのような意識が

結・まとめ

えられる。

人としてのものではなく、謀叛人としてのものであったと考

やはり、「書紀」に表れた有間皇子の姿というのは悲劇の

「叛逆者と定められた人への同情は一切示さないという、書ような『書紀』の態度は、坂本太郎氏が述べられたようにうものは、あくまで謀叛人としてのものと考えられる。その以上のように、『書紀』にみえる有間皇子の人物造形とい

取れる。そこには、有間皇子に対する同情の意図が読みものである。そこには、有間皇子に対する同情の意図が読みする意思をあらわにした『万葉集』の態度とは大きく異なるそれは、追悼歌を採録することによって、有間皇子を追募

紀の精神」から来ているのであろう。

である以上、たとえば山本健吉氏が「日本紀の記述は、その態度に、大きな落差が読み取れる、ということである。そうつまり、「万葉集」と「書紀」とでは、有間皇子に対する

(3) 叙事詩(自傷歌群のこと――筆者注)の影響を受けている」 (3) 叙事詩(自傷歌群を「叙事的虚構が凝って結晶させた抒情詩ののだろうと思われる。また、このような歌々が公的な行事でのだろうと思われる。また、このような歌々が公的な行事でのだろうと思われる。また、このような歌々が公的な行事でのだろうと思われる。また、このような歌々が公的な行事でのだろうと思われる。また、このような歌々が公的な行事でのだろうと思われる。また、このような歌を受けている」 叙事詩(自傷歌群のこと――筆者注)の影響を受けている」 (3) 叙事詩(自傷歌群のこと――筆者注)の影響を受けている。

(補注)

これらの問題については後考を期したい。

- (1)『万葉集』本文については中西進氏『万葉集全訳注原文付』
- (2)『契沖全集』 | (一九七三・岩波書店)

①(一九七八・講談社)による。

- (3) 『賀茂真淵全集』 一 (一九七七・続群書類従完成会)
- 第二九巻・一九五六・中央公論社)(4) たとえば、折口信夫氏「万葉集短歌輪講」(『折口信夫全集』
- 土』一九九一・雄山閣) (5) たとえば、露木悟義氏「有間皇子と磐代」(『万葉の歌人と風
- 公論吐)(6)たとえば、直木孝次郎氏『日本の歴史』2(一九七三・中央

(7) 『書紀』本文については後述する。

ここでは考察から排除しておきたい。

- (『万葉宮廷歌人の研究』一九七五・笠間書院)など。下・一九七四・塙書房)、橋本達雄氏「万葉集の編纂と気運」(8)伊藤博氏「持統万葉から元明万葉へ」(『万葉集の構造と成立』
- 四・印息書で)(9)「有間皇子の磐代歌の論」(『初期万葉の史的背景』一九九
- (1)以上の引用、すべて菅野氏前掲論文。四・和泉書院)
- 孝次郎氏「天智天皇と皇位継承法」(『古代史の人びと』一九(11)「不改常典」については、仮託とはみない説もあるが、直木

七六・吉川弘文館)や篠川賢氏『飛鳥の朝廷と王統譜』(二

- が尊重されたということを示すことになり、論旨に影響はなとしても、それは元明天皇以降の皇統に天智天皇の定めた法○○一・吉川弘文館)の説に従う。また仮に仮託でなかった
- (1)渡瀬昌忠氏「近江荒都歌と崇福寺」(『国文学』四月号・一九

いと思われる。

(3) 一四六番歌題詞に「大宝元年辛丑、紀伊国に幸しし時に結び(3) 一四六番歌の作者である長意吉麻呂が参加していることが、巻九・一六七三番歌の左注によって確認されることを合わせて考えると、これらの歌が行幸に際して詠まれたことはほとんど動かないと思われる。
ただ、この追和歌の中で、一四五番歌の憶良歌についてはただ、この追和歌の中で、一四五番歌の信良歌についてはただ、この追和歌の中で、一四五番歌の信良歌についてはただ、この追和歌の中で、一四五番歌の信良歌に持び、

- 断らない限りこれに従う。(4)『日本書紀』本文は日本古典文学大系本による。以下も特に
- (15)「有間皇子」(『初期万葉の世界』 一九五七・塙書房)
- (16)「云々」の用例数については、中村啓信氏編『日本書紀総索
- (17)『万葉集』『古事記』等、『日本書紀』以外の上代文献にはこ引』①~④(一九五四~一九五八・角川書店)による。
- (18)小島憲之氏・日本古典文学大系『懐風藻・文華秀麗集・本朝の語はみえない。
- (19)竹田晃氏『文選』(一九九八・明治書院)

文粋』(一九六四・岩波書店)

- (20)『漢書』鼎文書局
- (21) (20) と同。
- (2))中西進氏「万葉の発想」(『万葉の発想』一九七七・桜楓社)(2)吉川忠夫氏『後漢書』(二〇〇三・岩波書店)
- 筑摩書房)のように、一四一番歌を謀叛の決意を述べた歌と(24)森浩一氏「磐代と有間皇子」(『万葉集の考古学』一九八四・
- 悲劇の人を傷むものであること自体は動かないだろう。そうであったとしても、『万葉集』での有間に対する扱いがみて、有間皇子は実際に謀叛を企んでいたとみる説もあるが、
- 古典文学大系『続日本紀』・光仁即位前紀)(25)「勝宝より以来、皇極弐无く、人彼此を疑ひて、罪ひ廃せら(25)「勝宝より以来、皇極弐无く、人彼此を疑ひて、罪ひ廃せら

「明敏にして時誉有り。従兄仲満は心にその能を害はむとす。

- (新日本古典文学大系『続日本紀』・天平神護二年三月条)真楯これを知りて、病と称して家居し、頗る書籍を翫へり」
- 九九七・吉川弘文館) (『日本古代の政治と文化』一(27) 「有間皇子事件の政治的背景」(『日本古代の政治と文化』一
- 研究所論集』九・一九九二・吉川弘文館)(2)小澤毅氏「伝承板蓋宮跡の発掘と飛鳥の諸宮」(『橿原考古学(2)遠山美都男氏『大化改新』(一九九三・中央公論社)
- (一九五七・岩波書店)の指摘による。(の)土橋寛氏・小西甚一氏・日本古典文学大系『古代歌謡集』
- 1986・平凡社)(31)「斉明女帝論―日本書紀を通してみた虚像」(『古代の女』・
- どが『書紀』の潤色ではなく、相当数事実であることが確認(32)近年の考古学的成果によって、斉明紀に書かれた土木工事な
- 紀』の「偏向」は認められるであろう。 『飛鳥─風土と歴史を歩く─』二〇〇二・岩波書店)。しかし、『飛鳥─風土と歴史を歩く─』二〇〇二・岩波書店)。しかし、され、そのことによって天皇への批判が描写されるという『書紀』なれ、そのことも既に指摘されている(たとえば、和田萃氏
- 七八・七月号) 以前の官制と律令中央官制」(『日本歴史』第三六二号・一九の構造と展開』一九八三・山川出版社)、東野治之氏「大化(3))福原栄太郎氏「孝徳朝の『刑部尚書』について」(『日本歴史
- (34) 『万葉集の風土』 (一九七七・講談社)

(35)「万葉集と日本書紀」(『古事記と日本書紀』 一九九九・吉川

(付記)

(36) 山本健吉氏·池田弥三郎氏『万葉百歌』(一九六三·中央公 本稿は二○○四年度、東洋大学日本文学文化学会において 論社)。引用部分は山本氏執筆個所。 「有間皇子自傷歌の主題」と題して発表させていただいた内

(本学大学院文学研究科国文学専攻博士前期課程一年)

先生方、ご厚情賜った先輩・同輩の皆様に、この場を借りて 容に追加・訂正をしたものです。懇切なご指導をいただいた

感謝の意を表します。